

◎新潟県告示第1148号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年11月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	32者	則清新田北谷内805番ほか406筆 40.4ha
新潟市	10者	江南区横越上郷1860番ほか82筆 8.8ha
五泉市	3者	赤羽天正1012番4ほか36筆 3.1ha
三条市	5者	大宮新田八反田479番ほか30筆 3.6ha
田上町	1者	横場新田輪ノ内73番ほか29筆 2.2ha
弥彦村	1者	井田竹花4014番2ほか16筆 1.2ha
魚沼市	22者	根小屋万子田824番1ほか221筆 15.3ha
十日町市	15者	上野甲974番ほか123筆 14.2ha
津南町	1者	上郷宮野原1255番ほか8筆 1.2ha
妙高市	1者	宮内上地作り28番1ほか3筆 0.7ha
糸魚川市	5者	下出小平1313番ほか53筆 3.5ha
佐渡市	2者	中興東小路乙1516番ほか2筆 0.3ha
合 計	98者	1,021筆 94.6ha

2 申請年月日

平成28年10月27日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。